

熊谷市農業委員会
第 2 3 回総会議事録

令和 8 年 6 月 2 9 日（月）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第 2 3 回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和 8 年 6 月 2 9 日 (月) 午後 1 時 3 0 分
- (2) 閉会の日時 令和 8 年 6 月 2 9 日 (月) 午後 3 時 3 0 分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター 2 階大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 4 7 名 (農業委員 1 9 名 農地利用最適化推進委員 2 8 名)
- (2) 現在数 4 6 名 (農業委員 1 9 名 農地利用最適化推進委員 2 7 名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 3 5 名
- (2) 欠席数 1 1 名

農業委員

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	欠	塚田 修	1 1	出	戸森 貫一
2	出	笛木 清	1 2	出	森田 豊
3	出	栗原 一森	1 3	出	千葉 義浩
4	出	坂本 三郎	1 4	出	関口 裕美
5	出	田中 輝久	1 5	出	権田 久男
6	出	菊地 修一郎	1 6	出	夏目 亮一
7	出	吉田 正己	1 7	出	関根 一三
8	出	福田 和行	1 8	出	金井 和夫
9	出	西田 茂夫	1 9	欠	大島 正
1 0	出	水野 薫			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	出	中嶋 儀臣	1 5	出	笠原 猛
2	出	根岸 勇	1 6	出	小林 言孝
3	出	名野 博明	1 7	出	水野 照夫
4	出	伊藤 由行	1 8	出	小崎 信明
5	出	高橋 文雄	1 9	欠	門叶 和男
6	出	中村 安浩	2 0	欠	長谷川 隼男
7		(欠員)	2 1	出	村山 努
8	出	井瀬 伝栄	2 2	欠	青木 大輔
9	出	東 幸好	2 3	出	川田 雄一
1 0	欠	漆原 秋夫	2 4	出	原田 知子
1 1	出	栗原 加津男	2 5	欠	若山 美奈子
1 2	出	中島 正樹	2 6	欠	中川 登美夫
1 3	出	石平 伸一	2 7	欠	林 和弥
1 4	欠	小澤 好則	2 8	欠	茂木 秀孝

4 議 事

(1) 議 案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（一時転用）
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）
- 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
- 議案第6号 令和8年度熊谷市農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）について

(2) 報 告

- 報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告事項(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告事項(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告事項(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について
（合意解約）
- 報告事項(5) 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について（2a未満の農業用施設）

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 夏目 亮一

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第23回総会を開会いたします。 それでは、はじめに夏目会長より、御挨拶をいただきます。
夏目会長	(夏目会長挨拶)
事務局次長	ありがとうございました。 以降、進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので夏目会長にお願いいたします。
議 長	それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。 はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。
事務局	本日の出席は、農業委員は19名中17名であります。また、農地利用最適化推進委員については27名中18名の出席でございます。
議 長	事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。 続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。 (議長一任の声あり) 議長一任の声がありました。 それでは、議事録署名委員につきましては、 9番 西田委員、 10番 水野薫委員をお願いいたします。 また、書記には事務局職員を指名します。 それでは議事に入ります。本日、審議いたします案件は、 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (一時転用) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (一時転用) 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について 議案第6号 令和8年度熊谷市農地パトロール(利用状況調査)実

議長	施要領（案）について 以上、6議案です。よろしく御審議願います。 各議案については概要説明とさせていただき、短時間での審議としたいと思いますので、御協力をお願いいたします。 本日は、議案第5号において新規就農の方をお呼びしておりますので、先に審議したいと存じますが御異議ございませんか。 （ 異議なしの声 ） それでは議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。議案書の12頁から55頁までと議案書資料の5頁から16頁を御覧ください。 今回の促進計画は、議案書の12頁から55頁までの促進計画（案）、429筆の案件について御審議をお願いいたします。貸借内容につきましては、議案書及び議案書資料のとおりとなっておりますので御確認ください。 なお、新規就農者として〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇をお呼びしておりますが、営農計画については議案書資料6頁以降を御覧くださいますようお願いいたします。 今回の農用地利用集積等促進計画（案）で設定する429筆は、地域計画の達成に資するよう、地域計画内で作成された目標地図に従い借り受けいたします。また、農地のすべてを効率的に利用し耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事することを考慮し作成しており、各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。よろしく御審議をお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議長	それでは、新規就農の方をお呼びしておりますので議案番号196から199までつきまして先に審議いたします。申請人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の入室を認めます。 （ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 入室 ） 本日は、お忙しいところ大変御苦勞様です。新たに農業経営を行い

たいとのことですが、営農計画などについて説明をお願いします。

[illegible]

どうもありがとうございました。それでは申請人の営農計画等について質疑等ございましたらお願いします。質疑等ございませんか。

特に質疑、意見等もないようです。本日は大変御苦勞様でした。申請人の方は退室をお願いいたします。

(申請人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 退室)

それでは本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。
議案第５号における議案番号２９４から３４５までについて、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(举手多数)

挙手多数です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

続きまして先に審議いたしました新規就農に係る案件以外の案件を審議いたします。

それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等
ございませんか。

(なしの声)

事務局	特にございませんでした。
議 長	それでは、議案第1号における議案番号9、議案第2号における議案番号2、議案第4号における議案番号4について一括して質疑を行ったのち、それぞれの議案を採決することといたします。 それでは、本案について質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
福田委員	収入はどのくらいになるのでしょうか。
事務局	収穫ができる時期は〇〇〇、その〇〇〇の営農収入は〇〇〇〇〇〇ということになっております。他の場所でも〇〇〇を生産しており、販路は確保されていると聞いています。
森田委員	土壌の調査は最初の段階でしていたのですか。
事務局	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇があった時に検査結果の提出がありました。
関根委員	そもそも論になるがなぜそういう農地であるのに許可してしまったのか、そこが問題と思う。土壌検査が先にあるべきであると思います。太陽光発電だけで儲けようとしているように思われてなりません。
事務局	当初の許可は〇〇〇〇に出されています。当初は〇〇〇〇が許可を取り、〇〇〇〇はそれを引き継いだものとなっています。また、営農目的でなく太陽光発電ではないか、ということですが審査の段階で営農の計画が相応の内容であれば許可は出さざるを得ないのではないかと考えています。
根岸委員	営農型太陽光について私は反対です。ただ、今回については改善策なども出ていることから許可せざるを得ないのではないかと、仮に不許可としても上級官庁で許可が出てしまうのではないかと、と思います。
事務局	下部の営農については、事務局としてかなり細かく聞いています。こうした聞き取りの中で〇〇がなければ指導に移るところですが、本日も午前中に現地調査を行い、〇〇に向けた作業がなされていますので問題とすることは妥当ではないと思います。
議 長	他に質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 他に質疑、意見等もないようですので、これより採決に移ります。まず、一時転用の判断が先にあるべきものと存じますので、議案第2

議 長	号における議案番号2について、許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手多数) 挙手多数です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 続きまして、議案第4号における議案番号4について、許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手多数) 挙手多数です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 続きまして議案第1号における議案番号9について採決をいたしますが、許可すべきと決した場合、許可日は先に許可相当としました農地法5条の一時転用の許可日と同一日になりますので御承知ください。それでは、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手多数) 挙手多数です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。 それでは続きまして議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号9を除く案件について上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は1頁から2頁、議案書資料については1頁から2頁を御覧ください。概要の説明に先立ちまして、1点、御報告がございます。議案番号7については、申請人の都合により、取下げとなっておりますので御報告いたします。それでは概要の説明に移ります。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、取下げのあった議案番号7と既に御審議いただいた議案番号9を除き、全7件の申請があり、取引額、現地確認等は資料に記載してあるとおりです。全案件とも譲受人の経営する全ての農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から、今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号については、全件、許可要件の全てを満たしております。事務局の説明は以上となります。御審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出

議 長	されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	それでは、事務局より説明のあったとおり、議案番号7については取下願いが提出された、とのことですので審議から除外いたします。 続いて、議事参与制限に係る案件がございますので先に審議いたします。議案番号1については、〇〇〇〇〇〇委員でありますため、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 （ 〇〇委員 退席 ） それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （ なしの声 ） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号における議案番号1について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。 （ 〇〇委員 入室 ） 次に、これまで審議いたしました案件以外につきまして質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （ なしの声 ） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号における議案番号1、7及び9以外の案件について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について（一時転用）における議案番号2を除く案件を上程し事務局の説明を求め

議 長	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は５頁から８頁、議案書資料は３頁から４頁を御覧ください。議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請については、「農業用倉庫」が１件、「自己用住宅」が８件、「太陽光発電設備」が６件、の計１５件となります。農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。御審議の程よろしく願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	それでは、議事参与制限に係る案件がございますので先に審議いたします。議案番号１０から１２までにつきましては、〇〇〇〇〇〇委員でありますので〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 （ 〇〇委員 退席 ） それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （ なしの声 ） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第３号における議案番号１０から１２までについて、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。〇〇委員は入室してください。 （ 〇〇委員 入室 ） 続いて、ただいま審議いたしました案件以外につきまして審議をいたします。 それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等

議 長	ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第3号における議案番号10から12まで以外の案件について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)における議案番号4以外の案件を上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	説明に先立ちまして2点訂正がございます。訂正箇所は2点とも、議案書の9頁の議案番号3となります。1点目が面積となります。議案書印刷後に代理人から〇〇〇〇〇〇の一部の面積が「〇〇〇〇」から「〇〇〇〇」への訂正がございました。これにより、面積の合計についても「〇〇〇〇」から「〇〇〇〇」と変更となります。2点目は用途となります。こちらも議案書印刷後に代理人から〇〇〇のみの利用とする旨の訂正があったため、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」と記載されているところを、「〇〇〇」のみの表記に訂正をお願いします。また、併せて申請事由に記載されている「〇〇〇〇〇〇」の文言を削除してください。訂正は以上となります。 それでは、御説明に移ります。改めまして、議案書の9頁から11頁を御覧ください。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請(一時転用)については、先程御審議いただきました、議案番号4を除き全3件となります。内訳としましては、「農地改良」が2件、「公共工事に伴う駐車場」が1件となります。事業の概要等は、議案書の申請事由に記載のとおりです。御審議の程よろしく願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声)

議 長	特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第４号、農地法第５条の規定による許可申請について（一時転用）、における議案番号４以外の案件につきまして、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第６号、令和８年度熊谷市農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第６号、令和８年度熊谷市農地パトロール実施要領（案）について御説明いたします。議案書の５６頁を御覧下さい。 実施要領第４条にありますように「農地パトロールの実施にあたっては、総会において趣旨や実施方法等についての意思統一を図って実施する」と定められておりますので、この場で、御説明させていただきます。実施要領（案）につきましては、今年度、全国農業会議が示した実施要領を参考に作成いたしました。昨年度から大きな変更点はありません。 続きまして、令和８年度熊谷市農地パトロール等のスケジュール（案）について御説明いたします。議案書の５８頁を御覧下さい。７月２８日の総会にて昨年度の遊休農地の一覧表等を配付する予定です。その後、８月から９月に利用状況調査をお願いいたします。大変暑い時期となりますので、体調に気を付けながら調査をお願いいたします。確認が困難な場所等ございましたら、８月２８日に開催されます総会までに、事務局へ御報告をお願いいたします。９月上旬に事務局で調査を行います。 調査の締め切りは９月２９日の総会までとなります。タブレットの操作に不安がある方は、事務局が入力の援助を行いますので、必要に応じて担当まで御相談ください。これ以降の事務処理については事務局で行います。調査結果につきましては１１月２７日の総会にて報告を予定しております。利用状況調査に続いて、遊休農地の所有者に対しては利用意向調査を実施し、１月２８日の総会にて調査結果を報告する予定です。以上でスケジュール案の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。

議 長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第6号、令和8年度熊谷市農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 以上で全議案の審議が終了いたしました。続きまして、報告事項（1）から（5）につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。それでは、以上で本日の議案、報告、すべて終了いたしましたので議長の職を解かせて頂きます。ありがとうございました。
事務局次長	夏目会長、ありがとうございました。次に次第の6、その他に移らせていただきます。 【熊谷市都市農地貸借の認定等に関する事務取扱要綱の策定について農業政策課より説明。〇〇地内の営農型太陽光に係る指導について経過を報告。令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況について説明、了承。個別点検表について説明。活動強化月間（農地の適正管理）について情報収集を依頼。以上を農業委員会事務局より行う。】 事務局からは以上ですが、皆さまから何かありますでしょうか。 (なしの声) それでは、閉会のあいさつを田中会長職務代理にお願いいたします。
田中職務代理	(閉会のあいさつ)
事務局次長	ありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長

柏木 純一

次長兼農政係長

佐藤 雅史

主査

滝口 悠太

主査

新 和紘

主任

吉永 剛

産業振興部農業政策課職員

主事

鳥羽 亮汰

令和8年6月29日

熊谷市農業委員会

会 長 夏 目 亮 一

署名委員 西 田 茂 夫

署名委員 水 野 薫